

令和6年度 隠岐の島町一般廃棄物処理実施計画

令和6年4月

隠 岐 の 島 町

目 次

第1章	ごみ処理実施計画	1
第1節	基本事項	1
1.	計画の目的	1
2.	計画処理区域	1
3.	計画期間	1
4.	対象廃棄物	1
5.	処理主体	1
6.	計画排出量	2
第2節	ごみ処理施策	2
1.	発生抑制・再資源化の推進	2
2.	環境教育の推進	3
3.	各種リサイクル法の推進	4
4.	その他検討事項	4
第3節	分別収集計画	5
1.	ごみの分別区分及び手数料等	5
2.	収集・運搬計画	6
第4節	ごみの適正処理計画	6
1.	中間処理計画	6
2.	最終処分計画	7
3.	ごみ処理フロー	8
第5節	その他ごみ処理に関し必要な事項	9
1.	不法投棄等の防止対策	9
2.	在宅医療廃棄物の処理体制について	9
3.	海岸漂着ごみ対策	9
4.	廃棄物の屋外焼却（野焼き）対策	9

第2章 生活排水処理実施計画	10
第1節 基本事項	10
1. 計画の目的	10
2. 計画処理区域	10
3. 計画期間	10
4. 対象廃棄物	10
5. 処理主体	10
6. し尿及び浄化槽汚泥の処理人口推計	10
第2節 し尿・浄化槽汚泥処理計画	11
1. 収集・運搬計画	11
2. 収集・運搬業の許可	11
3. 中間処理計画・最終処分計画	11
4. し尿及び浄化槽汚泥の処理フロー	12
5. 町民に対する広報活動	13
6. し尿処理料金有料化	13
参考資料	

第1章 ごみ処理実施計画

第1節 基本事項

1. 計画の目的

本計画は、「第二次 隠岐の島町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の方針に沿って、令和6年度のごみ処理を実施するにあたり、ごみの発生と排出の抑制、リサイクルの促進、適正処理の確保を基本として施策の展開を図るため必要な計画を定めるものである。

2. 計画処理区域

本計画における計画処理区域は、本町全域とする。

3. 計画期間

本計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4. 対象廃棄物

本計画において本町が処分又は収集・運搬する廃棄物は、以下のとおりとする。

(1) 町内で発生する一般廃棄物

一般家庭の日常から発生する廃棄物を「家庭系ごみ」、事業活動に伴って発生する廃棄物を「事業系ごみ」に区分し、し尿・浄化槽汚泥及び町による処分が困難な適正処理困難物や特別管理一般廃棄物等（参考資料1（p.14参照））を除くもの。

(2) 町内で発生する産業廃棄物（併せ産廃）

事業活動により排出されるもので一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物の内、町長が許可する産業廃棄物（工作物除去に伴って生じた木くずや不燃性破片、その他これに類するもの）であって、自ら処分場へ搬入するものに限る。

5. 処理主体

(1) ごみの排出抑制・分別排出

排出者が主体となって取り組むものとし、本町はこれを補助・支援していくものとする。

(2) 収集・運搬

各ごみの種類に応じて本町が委託した民間事業者が主体となってこれに取り組むものとするが、粗大ごみ、一時多量ごみに限り、町民がステーション等に排出できない場合は、排出者が町の許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うものとする。

また、事業者の排出するごみの運搬（搬入）については、排出者の責任により事業者自らが行うことを原則とするが、自らが運搬（搬入）できない場合は、排出者が町の許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うものとする。

(3) 中間処理（減量、減容、再資源化）及び最終処分

本町が主体となって事務を進めるものとする。ただし、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物など町による処理、処分が困難なものは製造者責任または排出者の責任において処理、処分を行うものとする。

6. 計画排出量

項目		R4年度排出量	R6年度計画排出量
人口		13,611人	13,003人
収集	可燃ごみ	1,737t	1,723t
	不燃ごみ	64t	57t
	資源ごみ(古紙含む)	252t	228t
	粗大ごみ	20t	6t
直接搬入	可燃ごみ	4,040t	3,729t
	不燃ごみ	854t	780t
	資源ごみ(古紙含む)	32t	15t
	その他ごみ	87t	81t
合計		7,086t	6,619t

※人口については、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との整合を保つため、実績値及び推計値ともに10月1日時点の数値を採用している。

第2節 ごみ処理施策

1. 発生抑制・再資源化の推進

(1) 廃棄物減量に係る組織体制の整備

廃棄物減量等推進審議会を定期的で開催し、ごみ減量化施策の検討及び推進を行う。

(2) 食品ロスの削減

本町の燃えるごみの中には、ちゅう芥類（家庭から出る生ごみ）も含まれている。この中には本来食べられるはずの食品も多く含まれていると考えられる。そこで、食品ロスの削減のために、国・県からの情報の発信、町独自の啓発活動を広く行う。

(3) 生ごみ処理機等の助成制度導入（令和6年度実施予定）

令和4年度に実施したパナソニック株式会社との実証実験の検証を踏まえ、家庭から出る生ごみの減量化、資源化を促進するため、機器購入費用の一部助成制度を導入し、ごみ減量化の推進を図る。

(4) 段ボール拠点回収の実施

近年本町のリサイクル率は減少傾向にあり、県内においても最下位となっている。ごみの減量化に向けたリサイクル促進のため、令和4年度に段ボール拠点回収ボックスを大型店舗へ2基設置、令和5年度に五箇地区・布施地区へ設置しており、今後も引き続き、旧町村内へ設置を予定しており、段ボール再資源化へ向けた取り組みの強化及び効率化を図る。

(5) 町広報での啓発・周知

広報「隠岐の島」、環境課広報誌「かんきょうニュース」等で、ごみの減量化や資源化について啓発・周知を行う。

(6) 事業所に向けた啓発・周知

隠岐の島町商工会等と連携し、事業所向けにごみ減量化に関する啓発を行う。

(7) 町内イベントへの参加

エコフェスタ等の町内イベントでごみ減量化や再資源化に関する展示、体験型イベント等を行う。

2. 環境教育の推進

(1) 施設見学の実施

町内小学校からの施設見学の依頼を受け、町内の小学生にごみ処理の実態について理解を深めてもらう。また、内容をごみの減量化や3Rに重点を置いたものにする。

(2) 職場体験の実施

町内中学校からの職場体験の依頼を受け、町内の中学生にごみ処理の実態について理解を深めてもらう。

(3) 高校生の環境学習

関係機関と連携し、環境教育に関連する学習機会を提供していく。

(4) 環境学習用副読本の活用

令和5年度に作成した本町のごみ問題に関する副読本（学習教材）を環境教育の推進に広く活用していく。

(5) 出前講座・シンポジウムの開催

今後、より多くの方に「ごみ」に関心を持っていただく目的で、出前講座やシンポジウムの開催等の学習機会を創出していく。

3. 各種リサイクル法の推進

(1) 家電リサイクル法

家電リサイクル法に基づく廃家電4品目について、資源の有効利用を推進するため、適正な排出方法について周知するとともに、小売業者に引取義務のないものについては、再商品化料金の支払い行為がなされたものを自己搬入により受付し、指定引取所まで運搬することで、適正排出が円滑に行われるよう推進していく。

(2) パソコンリサイクル法

家庭での使用済パソコンを有益な資源として再利用するため、パソコンリサイクル法に基づき、メーカーと排出者が協力し家庭のパソコンを再資源化できるよう、普及・啓発を行う。

(3) 自動車リサイクル法

自動車リサイクル法に基づき、適正な排出方法について周知するとともに、使用済自動車等を島外の関連事業者に引き渡すための海上輸送費を補助することにより、適正かつ円滑な処理ができるよう推進していく。

4. その他検討事項

(1) ごみの減量化・資源化ポイント制度

特定の環境配慮行動（3Rに繋がる行動）にポイントを付与し、獲得したポイントを商品やサービスと交換する制度。

(2) 集団回収

各地区、自治会、こども会などの住民団体等が実施する資源ごみ回収制度。

(3) ふれあい収集

自らごみ出しができない方で、親族や近隣住民の協力が得られない方を対象とした特別収集制度。

第3節 分別収集計画

1. ごみの分別区分及び手数料等

ごみの分別区分及び排出方法等は次のとおりとし、各地区の収集日程は参考資料2（p.15参照）のとおりとする。

(1) 収集区分等

分別区分	品目等	収集形態	収集頻度	処理手数料	
				指定袋サイズ等	料金(1枚あたり)
可燃ごみ	生ごみ、ゴム・皮類、プラスチック類・発泡スチロール類、衣服・布類、紙くず類、草木類 等	委託	2回/週	20ℓ	34円
				30ℓ	51円
				45ℓ	77円
不燃ごみ	金属類、ガラス・陶器類、小型電化製品類、危険物・有害ごみ類 等		2回/月	20ℓ	34円
				45ℓ	77円
資源ごみ	缶類		アルミ缶、スチール缶	2回/月	45ℓ
	びん類	無色びん、茶色びん、その他びん			
	ペットボトル	ペットボトル			
	古紙類	新聞、雑誌、段ボール	無料		
粗大ごみ	タンス、机、椅子、ベッド、自転車 等 (長辺2m未満かつ重さ30kg以内)	委託・予約制(1回/月)	シール	396円	

(2) 直接搬入ごみ等の手数料

取り扱い区分	搬入手数料	
	単位等	料金
日常の家庭生活および事業所から排出される家電リサイクル対象品目のうち小売業者の引取義務のない対象機器で自ら処分場へ搬入するもの	テレビ・洗濯機・衣類乾燥機1台につき	3,000円
	エアコン・冷蔵庫・冷凍庫1台につき	4,000円
日常の家庭生活から排出されるもので自ら処分場へ搬入するもの	1回の搬入量が50kg以下	400円
	1回の搬入量が50kgを超える場合、10kg毎につき	80円
事業活動により排出されるもので自ら処分場へ搬入するもの	1回の搬入量が50kg以下	650円
	1回の搬入量が50kgを超える場合、10kg毎につき	130円
事業活動により排出されるもので一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物の内、町長が許可する以下のもので自ら処分場へ搬入するもの 1 工作物除去に伴って生じた木くず 2 工作物除去に伴って生じた不燃性破片、その他これに類するもの	1回の搬入量が100kgまたはその端数につき	3,000円

※島後リサイクルセンターに家電リサイクル対象品目を搬入する場合、郵便局で別途「家電リサイクル券」の購入及び、窓口への提出が必要となる。

2. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬体制

合理的かつ効率的な収集・運搬体制を構築するため、更なる住民サービスの向上に向けて、民間事業者へ委託して行うものとする。

(2) 収集・運搬業の許可

一般廃棄物収集運搬の許可業者数は現在の収集運搬の状況等を勘案し、廃棄物の種類や量が大幅に増加する等、廃棄物処理法に沿った、適正な体制確保のため特に必要な場合を除き現在の体制を継続する。また、許可車両の変更は許可業者の事業規模、業務実績及び事業計画等を勘案し、第二次 隠岐の島町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に沿った適正な収集・運搬が見込まれる場合に限るものとする。

第4節 ごみの適正処理計画

1. 中間処理計画

(1) ごみ焼却施設

分別収集及び直接搬入による可燃ごみと、島後リサイクルセンターから排出される可燃性残渣の焼却による中間処理を行う。本施設は令和3年度及び令和4年度で施設の延命化を図るため基幹的設備改良工事を行い、令和5年度からは長期包括運営委託により施設管理を民間事業者へ委託することで、適正かつ安定的なごみ処理を実施している。

①施設概要

名称：島後清掃センター

所在地：島根県隠岐郡隠岐の島町岬町飯ノ山1番2

処理方式：機械化バッチ式ストーカ炉

処理能力：25 t／日（12.5 t／8時間×2炉）

竣工：平成5年3月

②開場日

隠岐の島町ごみ処理施設設置及び管理条例施行規則に基づき、次のとおりとする。

○隠岐の島町の休日を定める条例第1条に規定する以下の日を除いた日

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日

○町長が特別に必要と認めた日

③直接搬入ごみの受付時間

開場日の午前8時30分から午後4時30分までとする。

(2) 再資源化施設

分別収集及び直接搬入による不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを選別、破碎、圧縮し、再資源化を行う。

①施設概要

名 称：島後リサイクルセンター

所 在 地：島根県隠岐郡隠岐の島町今津毛用16番地

処理方式：選別・破碎・圧縮・貯留

処理能力：2.7 t / 5時間（粗大ごみ1.25 t・不燃ごみ1.25 t・資源ごみ0.2 t）

選別回収物：破碎鉄・破碎アルミ・不燃物・可燃物・スチール缶・アルミ缶・ペットボトル・カレット（白・茶・その他）・古紙（新聞・雑誌・段ボール）

竣 工：平成13年3月

②開場日及び直接搬入ごみの受付時間

島後清掃センターに準じる。

2. 最終処分計画

埋立物の減量と減容をすすめ、現有施設の延命化に努めるとともに、施設の適正な管理を継続していくことにより、最終処分の円滑化を図る。

(1) 最終処分施設（埋立処分）

島後清掃センターから排出される焼却残渣及び島後リサイクルセンターから排出される不燃性残渣等を埋立処分する。

①施設概要

名 称：島後一般廃棄物最終処分場

所 在 地：島根県隠岐郡隠岐の島町今津毛用16番地

埋立方式：セル工法

埋立容量：80,000 m³

残 容 量：14,025 m³（令和5年3月現在）

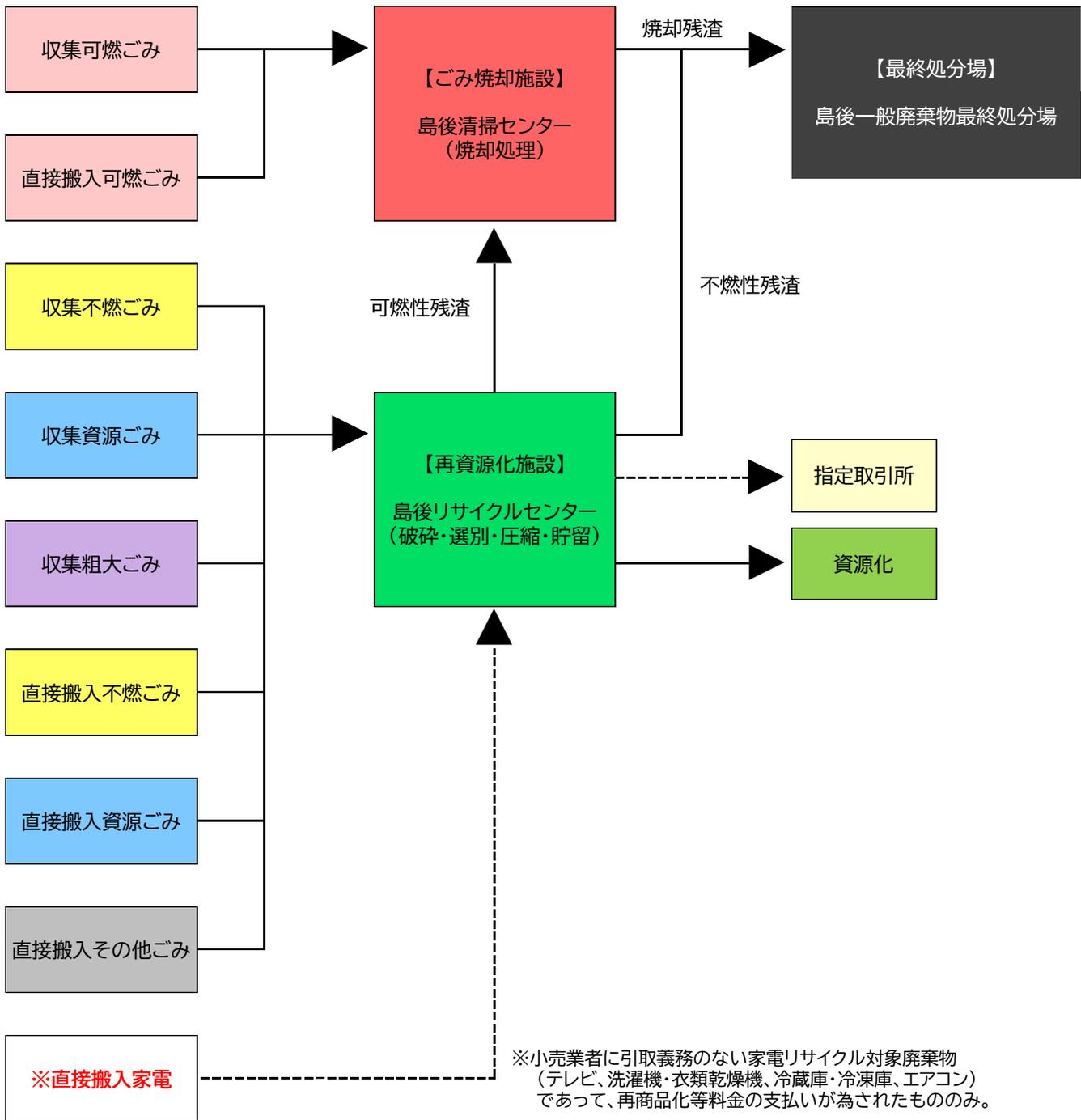
浸出液処理能力：35 m³ / 日

浸出液処理方式：前処理＋カルシウム凝集沈殿処理＋生物処理（接触ばっ気方式）＋凝集沈殿処理＋高度処理（砂ろ過＋活性炭吸着＋キレート吸着＋滅菌処理）

②開場日及び直接搬入ごみの受付時間

島後清掃センターに準じる。

3. ごみ処理フロー



第5節 その他ごみ処理に関し必要な事項

1. 不法投棄等の防止対策

不法投棄や不適正なごみ処理を防止するため、地域や警察などの関係機関と連携し、監視・指導体制の強化を図るとともに、各種リサイクル法の施行に伴う不法投棄の防止に向けた町民・事業者への指導・啓発・支援を実施する。

2. 在宅医療廃棄物の処理体制について

在宅医療廃棄物は、廃棄物処理法上、一般廃棄物に位置づけられているため、原則、市町村に処理責任があるが、注射針等の鋭利なものについては収集時、選別作業時等に怪我の危険性を伴い、感染症の恐れもあることから、本町では、処理困難物として位置づけている。

ただし、在宅医療廃棄物であっても、危険性がない一部のものは可燃ごみとして処理可能としているため、町民に対して周知徹底を図る。

3. 海岸漂着ごみ対策

海岸漂着ごみの対策については、各地区で実施される海岸清掃により回収される海岸漂着ごみの処分を行うとともに、船舶を利用しないと回収・搬出が困難な海岸については業務委託により回収を行い、島外搬出により適正処理を行うものとする。

4. 廃棄物の屋外焼却（野焼き）対策

廃棄物の屋外焼却（野焼き）は法律により原則禁止されており、例外にあたる場合であっても、周辺に煙害等の悪影響を及ぼさないよう十分注意して実施する必要がある。広報やパトロール等を通じて町民へ適正な屋外焼却について周知を図る。

第2章 生活排水処理実施計画

第1節 基本事項

1. 計画の目的

本計画は、「第二次 隠岐の島町一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」の方針に沿って、令和6年度の生活排水処理を実施するにあたり、生活排水処理施設の整備、し尿・浄化槽汚泥の適正処理の確保等の取り組みを計画的に展開するため必要な計画を定めるものである。

2. 計画処理区域

本計画における計画処理区域は、本町全域とする。

3. 計画期間

本計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4. 対象廃棄物

本計画において本町が処分及び収集・運搬する廃棄物は、町内で発生する一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥とする。

5. 処理主体

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥は町が主体となり処理するものとする。

6. し尿及び浄化槽汚泥の処理人口推計

	R4(実績)	R6(計画)
行政区域内人口	13,403人	12,927人
水洗化・生活雑排水処理人口	6,049人	7,922人
公共下水道人口	2,530人	3,950人
農業集落排水施設	606人	706人
漁業集落排水施設	1,613人	2,067人
コミュニティ・プラント人口	108人	98人
合併処理浄化槽人口	1,192人	1,101人
小型合併処理浄化槽(個人設置型・補助)人口	360人	—
市町村設置型合併処理浄化槽人口	345人	—
その他合併処理浄化槽人口	487人	—
生活雑排水未処理人口	7,354人	5,202人
単独処理浄化槽人口	1,129人	916人
し尿汲み取り(自家処理含む)	6,225人	4,286人
生活排水処理率	45.1%	60.4%

※人口については、一般廃棄物（生活排水）処理基本計画との整合を保つため、実績値及び推計値ともに3月31日時点の数値を採用している。

第2節 し尿・浄化槽汚泥処理計画

1. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者に委託し、効率的な収集・運搬体制が構築されていることから、これを継続するものとする。

(2) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬方法

区 分	主 体	収集頻度	手数料等
し 尿	許可業者	随 時	許可業者へ直接納付
浄化槽汚泥			

(3) 収集運搬車両

区 分	台 数	積 載 量
バキューム車(4.0t)	4 台	14.6 kℓ
バキューム車(3.0t)	1 台	2.7 kℓ
バキューム車(2.0t)	1 台	1.8 kℓ
汚泥濃縮車(3.0t)	1 台	3.0 kℓ
吸 引 車(4.0t)	1 台	3.0 kℓ
吸 引 車(2.0t)	1 台	2.1 kℓ
合 計	9 台	27.2 kℓ

2. 収集・運搬業の許可

一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集・運搬業の許可業者数及び許可車両数については、現状の収集・運搬及びし尿処理施設の処理能力の状況等を勘案し、処理量が大幅に増加する等、廃棄物処理法に沿った適正な体制確保のため、特に必要な場合を除き現在の体制を継続する。

3. 中間処理計画・最終処分計画

これまで排出されるし尿・浄化槽汚泥（公共下水汚泥除く）は、島後クリーンセンターで中間処理を行い、島後一般廃棄物最終処分場において最終処分されていたが、島後クリーンセンターの廃止に伴うMICS事業の開始により令和4年度からは西郷浄化センター（汚泥共同処理施設）において下水道汚泥との共同処理を実施している。西郷浄化センター内で下水道汚泥と共同処理された汚泥及び残渣は産業廃棄物に該当することから産業廃棄物処理施設において適正に処理を行う。

MICS事業(汚水処理施設共同整備事業)

下水処理場、農業集落排水施設、し尿処理施設などの生活排水処理施設には共通した処理工程があり、これらの施設を共有・共同化することにより効率的な整備を行うことができる。

(1) し尿処理施設

①施設概要

施設名称：西郷浄化センター 汚泥共同処理施設

所在地：島根県隠岐郡隠岐の島町下西 56-3

処理対象物：し尿及び浄化槽汚泥

処理方式：前処理+脱水

処理能力：30 kℓ/日（し尿 13.4 kℓ/日、浄化槽汚泥 16.6 kℓ/日）

竣工：令和3年11月

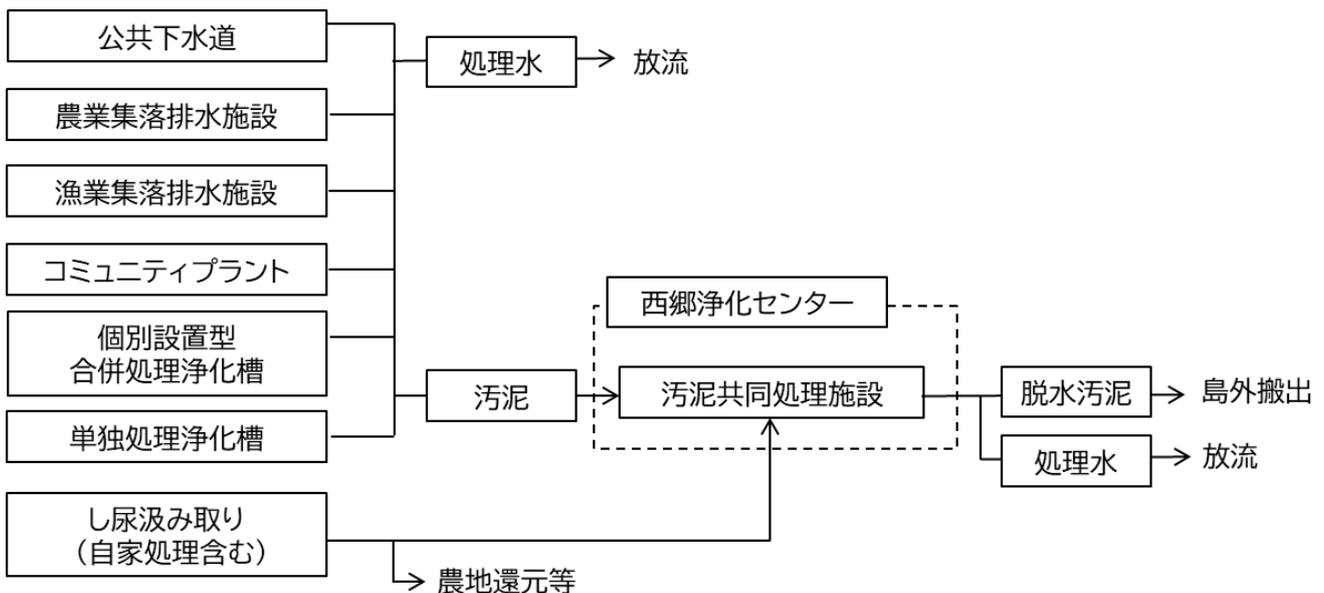
(2) し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み

年度		R4(実績)	R6(計画)
し尿	年間排出量 [kℓ/年度]	4,599	3,964
	1日排出量 [kℓ/日]	12.60	10.86
	原単位* [ℓ/人日]	2.02	2.66
浄化槽汚泥	年間排出量 [kℓ/年度]	4,040	3,101
	1日排出量 [kℓ/日]	11.07	8.50
	原単位 [ℓ/人日]	2.39	1.79
合計	年間排出量 [kℓ/年度]	8,639	7,065
	1日排出量 [kℓ/日]	23.67	19.36

※原単位…1人が1日に排出する量

4. し尿及び浄化槽汚泥の処理フロー

・MICS事業処理フロー



5. 町民に対する広報活動

(1) 浄化槽の適正な維持管理の啓発

適正な浄化槽の運転管理及び保守点検についての広報等による啓発活動を行うとともに、保守点検を行う業者に対して、県と連携し、啓発・指導を行う。

(2) 家庭における発生源対策の啓発

生活排水の汚濁負荷削減のために、家庭における発生源対策に関する方策・意識についての広報等による啓発活動を行う。

(3) 集合処理型施設への接続や浄化槽の設置促進の啓発

本町の集合処理型施設への接続や浄化槽設置がもたらす水環境への影響等について情報発信を行い普及・促進を図るとともに、町民一人一人の水環境保全に関する意識を高める。

6. し尿処理料金有料化

令和3年度にし尿処理料金に関し、公共料金審議会等で審議を重ね、有料化が決定し、令和4年度に町民への周知を広報及び地区説明会等で実施している。また、令和5年度からのし尿処理料金有料化に伴う徴収業務については、収集・運搬許可業者へ委託し、収集運搬手数料と併せて徴収を行う。

○料金表（収集運搬料金 139円/18ℓ+処理料金）

	令和5・6年度	令和7年度以降
収集運搬手数料 + 処理手数料	190円/18ℓ (139円+51円)	250円/18ℓ (139円+111円)
	激変緩和措置	全額負担

【参考資料1】適正処理困難物及び特別管理一般廃棄物等の取扱い

※その他町が処理する際に支障があると認めるものは、必要に応じてその都度定めるものとする。

	項目	内容	取扱い
特別管理一般廃棄物	ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん	自治体焼却施設から排出されるもの以外は産業廃棄物であることから、事業者による適正処理を指導する。
	PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品	販売店を通じた引き取りにより、製造メーカーによる適正処理を原則とする。家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)対象家電については、法に基づき処理するものとする。 ただし、小売業者に引取義務のないもので、再商品化料金の支払い行為がなされたものだけを自己搬入で受付し、本町で指定引取場所まで運搬する。 また、粗大ごみの中にこれらの部品が含まれていた場合は、本町により適切な処理を行うものとする。
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれる若しくは付着しているおそれのあるもの	医療機関等から発生するものすべてを特別管理産業廃棄物処理許可業者へ委託することを推進していることから、事業者による適正処理を指導する。
適正処理困難物	環境大臣指定	廃タイヤ・25インチ以上の廃テレビ・250ℓ以上の廃冷蔵庫・廃スプリングマットレス	メーカーや販売者などの事業者による引き取りとし、本町では、収集・運搬を行わない。 なお、原則として本町では処理も行わないが、適切な処理が可能と判断できる場合のみ検討する。
	感染性のあるもの	血液の付着したガーゼ、包帯等・手術等に伴って発生する臓器、組織などの病理廃棄物等の感染性廃棄物	
	有害性のあるもの	バッテリー・農薬、劇薬、その他毒性物質が混入しているもの・硫酸、塩酸、農薬その他有害・有毒性の強い物質を含むもの	
	危険性のあるもの	火薬類(未使用の花火を含む)・ガスボンベ・エンジン類等の火薬、発煙物等爆発の危険性を有するもの	
	引火性のあるもの	塗料、溶剤及び灯油類・燃えがらや残焼物で火気のあるもの、又は高温のもの	
	その他	タイヤ・自動車、オートバイ等・草刈機、耕運機、チェーンソー等の農業用機械・漁網・建築資材等・ピアノ等の楽器類・消火器など	
関連法令等	家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	一般家庭や事務所から排出される以下のもの ・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ) ・洗濯機・衣類乾燥機 ・冷蔵庫・冷凍庫 ・エアコン	家電リサイクル法の規定に基づき、小売業者の引き取りとし、本町では、収集・運搬、処理を行わない。 ただし、小売業者に引取義務のないもので、再商品化等料金の支払い行為がなされたものについては、自己搬入により受付し、指定引取場所まで運搬するものとする。
	パソコンリサイクル法(資源有効利用促進法)	一般家庭や事務所から排出される以下のもの ・ノートパソコン ・デスクトップパソコン本体 ・CRTディスプレイ ・CRTディスプレイ一体型パソコン ・液晶ディスプレイ ・液晶ディスプレイ一体型パソコン	パソコンリサイクル法の規定に基づき、メーカーが回収するものとする。回収するメーカーがないパソコンについては、パソコン3R推進協会が回収・再資源化するものとし、本町では、収集・運搬、処理を行わない。
	自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	以下の車両を除く全ての使用済み自動車 ・被けん引車 ・二輪車(原動機付自動車、側車付のものを含む) ・大型特殊自動車、小型特殊自動車 ・その他(スノーモービル等)	自動車リサイクル法の規定に基づき、登録された引取業者等により引き取るものとし、本町では、収集・運搬、処理を行わない。

【参考資料2】 ゴミ収集日程表（※祝日等により、ゴミ収集日が変更となる場合あり。）

		午 前	午 後
可燃ごみ (毎週)	月	港町方面 港町・荒尾・下西・日記・県職員住宅・教職員住宅	中村方面 元屋・浜田・森・上・郡・湊・松ヶ浦・西村・伊後
		東町方面 東町・登具・神米・小田	布施方面 布施全地区
	火	中町・栄町方面 中町・栄町	都万方面 都万全地区
		西町・八田方面 西町・八田・月無・第2・5県職員住宅	東郷方面 大久・釜・犬来・津井・飯田・東郷
	水	中条方面 有木・池田・平・原田・上西・平新開地・田井・国公住宅	磯・岬町方面 西田・今津・岸浜・箕浦・加茂・高井・中岬・中の津・先岬
	木	港町方面 港町・荒尾・下西・日記・県職員住宅・教職員住宅	五箇方面 五箇全地区
		東町方面 東町・登具・神米・小田	
	金	中町・栄町方面 中町・栄町	中村方面 元屋・浜田・森・上・郡・湊・松ヶ浦・西村・伊後
		西町・八田方面 西町・八田・月無・第2・5県職員住宅	布施方面 布施全地区
	土	中条方面 有木・池田・平・原田・上西・平新開地・田井・国公住宅	都万方面 都万全地区

資源ごみ (第1・3曜日)	月	中町・栄町方面 中町・栄町	磯・岬町方面 西田・今津・岸浜・箕浦・加茂・高井・中岬・中の津・先岬
	火	港町方面 港町・荒尾・下西・日記・県職員住宅・教職員住宅	都万方面 都万全地区
不燃ごみ (第2・4曜日)	水	東町方面 東町・登具・神米・小田	中村方面 元屋・浜田・森・上・郡・湊・松ヶ浦・西村・伊後
		東郷方面 大久・釜・犬来・津井・飯田・東郷	
粗大ごみ (第1曜日)	木	西町・八田方面 西町・八田・月無・第2・5県職員住宅	五箇方面 五箇全地区
		中条方面 有木・池田・平・原田・上西・平新開地・田井・国公住宅	布施方面 布施全地区